

令和5年度

奈井江町教育委員会 事務事業の点検 及び 評価報告書

(令和4年度事業対象)

令和5年7月

奈井江町教育委員会

はじめに

昨年度は、引き続きコロナ禍の影響を受ける中、その時々状況を踏まえながら、学校や教育関係団体等と相談を重ね、児童生徒や町民の健康維持と学びの活動の推進に意を用いながら、学校運営や生涯学習事業を推進してきました。

令和4年度における教育行政では、コミュニティ・スクールの設置に向けた活動を進めることを掲げ、その取り組みに当たっては、学校や保護者、地域がともに知恵を出し合い、子どもたちの成長を支えていく意識を共有しながら町民45名による検討委員での意見交換や教育委員会での熟議、総合教育会議の審議を得て、令和5年度からのスタートに向けて事務事業を進めました。

学校運営では、授業や行事など学校生活の中でタブレットの活用が恒常的となる中、ICT検討委員会において、児童生徒一人ひとりが学びの意欲を高め、より効果的な活用について検討を行い、教育支援ソフトを活用した授業づくりを進めてきました。

また、奈井江町出身の東京大学名誉教授や愛知県瀬戸 SOLAN 小学校の教諭を講師とした特別授業など、子どもたちの見聞を広げるとともに、放課後においては、学校との連携や町民の協力を受けながら、公設塾「ななかま」を継続し、子どもたちの学ぶ意欲の育みを支援してきました。

生涯学習関係においては、体育館の内部改修工事に伴う休館期間中、公民館や学校解放事業で町民活動を支援するとともに、文化活動では、関係団体等と情報共有を図り運営や活動の相談を重ねながら、創作活動の推進と発表の場を支援してきました。

こうした状況の中で、令和4年度に実施した教育委員会の主要な施策や事業について、点検と評価を行い、その結果を本報告書にまとめました。

令和5年7月

奈井江町教育委員会

目 次

1	学校教育を充実します	3
2	豊かな心と健やかな体の育成を推進します	5
3	快適な学習環境の整備を推進します	6
4	多様な教育機会の支援を推進します	7
5	子どもの健全な育成を推進します	8
6	生涯学習活動を推進します	9
7	楽しく参加できる生涯スポーツを推進します	11
8	個性豊かな芸術文化を推進します	12

○ 外部評価委員

外部評価 委 員	新 田 一 寛
	中 村 尚 子
	井 澤 一 美
開 催 日	令和5年7月7日

○ 参考：学校の学年閉鎖及び 公共施設の休館期間

○関連規則ほか

・奈井江町教育委員会 事務事業の点検及び 評価に関する規則	… 13
・奈井江町教育委員会 事務事業の点検及び 評価の実施方針	… 14
・奈井江町教育委員会 事務事業外部評価会 議設置要綱	… 15

小学校 臨時休業	4月26日～5月2日
学年閉鎖 (1学年)	4月23日～4月29日
(5学年)	8月25日～8月28日
(2学年)	8月26日～8月28日
(4学年)	8月26日～8月30日
(〃)	9月16日～9月19日
体育館	〔 大規模改修工事に伴う 休館期間 5月10日～10月31日 〕

令和4年度 教育委員会 事務事業の点検及び評価

1 学校教育を充実します

- ① 町内の小中学校に 1 人 1 台タブレット型のコンピューター端末を導入して 1 年が経ち、教科を問わず様々な授業でタブレットが活用されるようになりました。効果的な指導を確立していくため、ICT 検討委員会での課題整理と奈井江町教育振興会での研修を深めます。
- ② 子どもたちが基礎基本を身に着け、学力を高めていくためには、ゲームや動画視聴などの時間を減らし、家庭学習の定着を図ることが重要です。引き続き「公設塾ななかま」や夏・冬休みに行く「子ども朝活事業」に取り組みます。
- ③ 生活習慣の確立や家庭学習の重要性を理解されていない保護者もいることから親学セミナーの開催や今年度新たに実施する子どもと保護者が一緒に受検する検定、保護者のスマートフォンに直接、電子メール発出するなどの啓発事業を実施します。
- ④ 町費による小学校での 35 人学級編成や特別な支援を必要とする児童生徒が学ぶための支援員を配置。2 名体制となった英語指導助手を 1 名ずつ小中学校に配置し、かつ認定こども園や奈井江商業高校にも派遣するなど、安心できめ細かな学習環境を継続します。

①	実施状況	<ul style="list-style-type: none">・小中学校ともに様々な授業や行事、生徒会等で、タブレット活用が行われている中、ICT 検討委員会で、児童生徒が自らの学習に必要なアプリケーションなどの検討を行い、授業や家庭学習などで活用した。・教育振興会では、授業での有効活用や情報活用能力の定着に向けた指導方法などの研修を行い、児童生徒に指導した。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none">・学校生活や公設塾ななかま、家庭など、様々な場所でタブレットが活用されるとともに、児童生徒 1 人ひとりの異なる学習面のつまずき解消と自らが学びを深めていくアプリケーションの活用を図り、ICT 教育を促進した。・教育振興会での研修をもとに、児童生徒への指導を行うなど学校運営に活かされている。

	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況や課題の共有、運営に関する協議など、小学校と連携しながら、自学自習の支援をはじめ、まちの先生による特別授業や体験活動を行いながら、公設塾ななかまを運営。長期休業期間には「子ども朝活推進事業」と連携し、学習活動や運動、音楽など様々な体験活動を実施した。
②	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 通塾する児童たちは、当日の学習内容を自ら考え、自学自習に取り組んでいる。 まちの先生による特別授業をはじめ、子ども朝活推進事業と連携した学習活動や音楽、運動などの体験活動により、子どもたちの学びに対する意欲が向上している。年度末には、ななかま子ども総会を開催し、休憩室の使い方や道具の片づけなどについて話し合い、次年度への活動に繋げている。
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 親学セミナーの開催や、新たに子どもと保護者が一緒に受検する検定、保護者のスマートフォンに直接、電子メール発出する啓発事業などを実施。
③	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの生活習慣や学習環境、子どもへの関わり方など大切な事項について、長期休業前や新入学健診など様々な場面で研修機会を設けた。 また、家庭学習を通じて子どもへの関わりを深めるため、算数検定（親子でチャレンジ）を新たに行い、学習意欲やコミュニケーションの向上を図った。
	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 児童一人ひとりへの細やかな指導と基礎学力習得に向け、期限付き教諭を採用し小学校（6年生）で35人学級編成を実施。 特別な支援を必要とする児童生徒や保護者に、安心した学習環境となるよう小学校に3名、中学校に1名の支援員を配置。 小中学校に英語指導助手を配置し、授業サポートや学校生活を通じて発音・コミュニケーションなどを養う活動を実施。 認定こども園3歳から5歳児を対象に、英語に親しむ活動を行ったほか、奈井江商業高校への派遣による授業サポートや英検対策など、生徒のスキルアップを支援した。
④	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 町の教諭採用により35人学級編成を行い、児童一人ひとりと向き合う時間の確保や細やかな指導が行われている。 特別支援教育支援員配置により、生活面や学習面などの支援を行い、児童生徒や保護者が安心できる学校生活に繋がっている。特別支援学級への在籍変更では、保護者との相談を重ね、学校や関係機関と連携しながら支援を行った。 英語指導助手の2名体制により、こども園から高校までの町内教育機関で英語活動が充実し、英語への興味やコミュニケーション能力が養われている。

(外部評価会議の意見)

- タブレットやパソコンの使用モラルに関し、生徒自身がルールを考えている事例がある。子どもたちの主体的な取り組みが成長に繋がるため、このような取り組みが行われることを期待する。
- 算数（数学）検定は、子どもと一緒に受けることで、家庭の中で会話が生まれ、コミュニケーションを深めるきっかけとなる。

2 豊かな心と健やかな体の育成を推進します

- ① 奈井江町の基幹産業である農業や地元企業について学ぶ「ふるさと学習」を継続し、子どもたちの郷土愛や将来の夢を育み、社会性を身に着ける学習を推進します。
- ② 自己の生き方を考え、自立した人間としての成長を涵養するため、学校活動全体を通じた道徳教育を推進します。また、子どもたちへのアンケートや教育相談などを実施し、悩みごとの解消や いじめの早期発見、早期対応に努めると共にスクールカウンセラーを活用し、子どもたちの心の成長を支援します。

①	実施状況	<ul style="list-style-type: none">• 小学校では、農作物を育てながら、命の大切さを学ぶ体験学習のほか、町内企業訪問や友好都市岡山県高梁市成羽小学校と交流事業活動等により、地域を学ぶ活動を実施。中学校と高校においてもインターンシップや成羽中学校、高梁城南高校との交流事業、高校の地域ボランティア活動など、地域を学び郷土愛を育む活動が行われた。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none">• 農業体験や企業訪問、地域探求事業など、地域や人との関わりを通じながら、郷土愛の育みや社会性などを身に付ける貴重な体験に繋がっている。また、友好都市との交流事業により、生活や文化、学校の活動内容の違いなどを学び、知識や見分を広げる機会となっている。
②	実施状況	<ul style="list-style-type: none">• 学校での授業や行事をはじめ校外活動など、様々な場面を通じて、自身を認めることや他者を尊重する道徳教育が実践されている。• いじめや悩みなど、学校生活やアンケートを通じながら早期発見に努め、関係機関と連携しながら対応を図った。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none">• 学校生活や日常生活における児童生徒の活動が、道徳への関心を高めることに繋がっている。• いじめや悩みなどに関しては、学校生活の様子やアンケートなどによる早期発見、関係機関と連携を図った早期対応により、児童生徒の心身ともに健全な成長に繋がっている。

(外部評価会議の意見)

- ・友好都市との交流や町の基幹産業を学ぶことは、子どもたちにとって、とても貴重な機会であり、今後も継続してほしい。
- ・いじめの実態が見えたときには、すでに根が深く解決しづらいこともある。昨年は特に問題がなかったようだが、いじめを発見した場合には、今後もしっかりと対応してほしい。

3 快適な学習環境の整備を推進します

- ① 本町では既に田植えや稲刈りを始め、企業見学の受け入れや町民ボランティアが参加するスキー学習など、多くの町民の力を借りて授業を行ってきましたが、これからは一歩進んで学校と保護者、地域が知恵を出し合いながら学校運営に取り組んでいくことを目指す、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置に向けた検討委員会を発足させます。

①	実施状況	・コミュニティ・スクールの設置に向けて、児童生徒や保護者、学校社会教育、社会体育を始め、産業、福祉など45名の検討委員により現状の取組みや今後、考えられる教育活動、組織の在り方などの意見交換を踏まえ、教育委員会での熟議、総合教育会議の審議を得て、設置に必要な事務を完了した。
	自己評価	・検討委員会で、教育ビジョンや学校の活動内容を共有しながら意見を取りまとめ、教育委員会で組織の在り方や活動の指標など、熟議を重ね決定し、設置に必要な事務を完了した。

(外部評価会議の意見)

- ・コミュニティ・スクール委員の規模や選出団体について、運営や活動など全体を見通しながら協議できる適切な構成となっている。

4 多様な教育機会の支援を推進します

- ① 幼小中高の連携による乗り入れ授業や授業交流など、学校間の相互理解と相互支援の充実を図ると共に新入学児童生徒の学用品費の負担が困難な家庭に対する就学援助を継続します。

② 道立 奈井江商業高校の入学者数が、2年続けて定員の半数以下となり、たいへん厳しい状況です。引き続き高校と連携を図り、生徒が魅力を感じる学校となるよう検討しPR活動などを実施します。

①	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の連携では、授業参観や乗入れ授業、部活動体験などを行い、高校との連携では、中学生に対する授業や進路指導、学校生活の様子を伝えるオープンスクールを実施。 認定こども園と小学校の連携では、次年度、小学校へ就学する5歳児を対象に1日入学を実施。 小中学校に進学する児童生徒の入学前準備が円滑に進めるため、早期支援を実施したほか、学用品費などの負担が困難な家庭に対し援助を実施。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 幼小中高の連携により、教育活動の相互理解や支援、専門性を深めた授業など、充実した学習内容とそれぞれの課題解消を図る取り組みに繋がっている。
②	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から各種検定や模試への支援拡充、地域探求授業のコーディネートなど、生徒のスキルアップを支援した。 また、高校と連携し、中空知管内のほか、岩見沢市・美唄市を加えた中学校訪問を行い、奈井江商業高校が生徒を確実に成長させ、生徒の夢を叶える学校であることなど、PR活動を実施した。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 生徒のスキルアップ活動への支援が、生徒の学習意欲向上や一人ひとりの確実な成長、進路実現に繋がっている。 奈井江商業高校の役割や魅力などのPR活動を実施したが、数年続いたコロナ禍の影響などもあり、中学生や保護者に魅力が伝わりきらなかった。

(外部評価会議の意見)

- 幼小中高が連携し、協力しあいながら取り組むことで、子どもたちの生活や学校運営の継続的な活動に繋がるため、引き続き連携事業を進めてほしい。
- 経済的負担が困難な家庭に対する就学援助は、継続してほしい。
- 奈井江商業高校の存続が今、たいへん厳しい状況にあるが、諦めることなく学校の魅力づくりや活性化に取り組み、卒業後に地域で活躍できる人へと成長するよう支援してほしい。

5 子どもの健全な育成を推進します

- ① 小学生には演劇を、中学生にはコンチェルトホールでのコンサートを開催し、生の迫力を体験させると共に観るマナー、聴くマナーの習得を行います。
- ② 「子どもの権利に関する条例」に基づき、町長と語る会や子ども会議の活動を支援し、社会参加を促進します。

①	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 小学生の芸術鑑賞会は、全学年で演劇「子象物語」を鑑賞したほか、中学生を対象とした音楽鑑賞事業は、高校生も招待し開催。「音色を楽しもう」のテーマでフルート、ヴァイオリン、ピアノによる演奏を生徒や教諭 163 人が鑑賞。 自主事業に合わせ、小学校では4年生以上を対象に桂 宮治 氏を招いた特別授業を実施したほか、中学校吹奏楽部には HBC ジュニアオーケストラトレーナーや PMF アカデミー生の吹奏楽クリニックを実施。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 芸術鑑賞会や音楽鑑賞会の開催により、生の芸術・文化に触れながら鑑賞時のマナー習得や情操教育の推進を図った。 特別授業や吹奏楽クリニックの実施により、児童生徒にとって表現力や創造力、活動意識の向上に繋がっている。
②	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 子ども会議の活動や「町長と語る会」など、子どもたちの社会参加を支援した。「町長と語る会」で出された児童生徒の意見や考えについては、まちづくりアイデア展として、関係団体への案内や広報誌で周知を行い開催した。
	自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で開催した「町長と語る会」を通じ、まちの課題や魅力づくりなど、自らの視点で考え発表する活動により、子どもたちの見聞は広がっている。

(外部評価会議の意見)

- 今後もアイデアを出しながら、子どもたちが芸術・文化に触れ、日本の文化を知ることや、感動する体験を継続してほしい。
- 町長と語る会を通じ、守られていること、認められていることを感じ、成長していくよう活動を継続してほしい。

6 生涯学習活動を推進します

- ① 新型コロナウイルスが変異を続けながら蔓延する中、町民一人ひとりが“不要不急とは何か”を問われ、教育に焦点を当てると、このコロナ過を乗り切るため、町民が心豊かに過ごすためには、自分の好きなことを見つけ、それを学び続けていくことが大切になります。多彩な公民館講座を企画する一方で、昨年好評だった公民館ロビーでの“町民ギャラリー”を継続し、町民の創作活動を促進していきます。
- ② 乳幼児期からの読書活動は大変重要なため、乳児に絵本を贈呈するブックスタート、3歳児とその保護者に本を紹介し、読み聞かせを行うブックセカンド、5歳児に活字の増えた絵本を贈るブックサード事業を継続します。児童生徒の読書離れも進んでいることから、環境整備が未実施となっている奈井江中学校図書室の環境改善を行うほか、読書活動を推進します。

①	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) はじめての陶芸講座</td> <td style="text-align: right;">参加者 8名</td> </tr> <tr> <td>(2) 大人の運動教室</td> <td style="text-align: right;">参加者 25名</td> </tr> <tr> <td>(3) 女性のための健康づくり栄養講座</td> <td style="text-align: right;">参加者 14名</td> </tr> <tr> <td>(4) 親子でわくわくリトミック</td> <td style="text-align: right;">参加者 8名 (親子3組)</td> </tr> </table> ・第59回 総合文化祭 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">芸能 11月3日</td> <td style="width: 30%;">8団体 54名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>展示 11月5日～7日</td> <td>23団体 686名</td> <td>作品数 1,104点</td> </tr> </table> ・町民ギャラリー展 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">第1回 2月1日～2月22日</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>第2回 3月1日～3月22日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10団体 383名 個人7名</td> <td>作品数 598点</td> </tr> </table> 	(1) はじめての陶芸講座	参加者 8名	(2) 大人の運動教室	参加者 25名	(3) 女性のための健康づくり栄養講座	参加者 14名	(4) 親子でわくわくリトミック	参加者 8名 (親子3組)	芸能 11月3日	8団体 54名		展示 11月5日～7日	23団体 686名	作品数 1,104点	第1回 2月1日～2月22日		第2回 3月1日～3月22日		10団体 383名 個人7名	作品数 598点
	(1) はじめての陶芸講座	参加者 8名																				
(2) 大人の運動教室	参加者 25名																					
(3) 女性のための健康づくり栄養講座	参加者 14名																					
(4) 親子でわくわくリトミック	参加者 8名 (親子3組)																					
芸能 11月3日	8団体 54名																					
展示 11月5日～7日	23団体 686名	作品数 1,104点																				
第1回 2月1日～2月22日																						
第2回 3月1日～3月22日																						
10団体 383名 個人7名	作品数 598点																					
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・総合文化祭や町民ギャラリーの実施により、個人や団体の創作意欲向上や活動促進に繋がっている。 ・公民館講座では内容を見直しながら開催。陶芸講座では、連続開催により知識や技術などの習熟度が増し、終了後には団体に入会する参加者もいるなど、好きなことを見つけ、学び続けていく活動に繋がっている。 																					
②	実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業を皮切りにブックセカンド事業やブックサード事業など、乳幼児から各成長期に応じた読書推進活動を実施。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) ブックスタート事業 12組の親子に配布</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>(2) ブックセカンド事業 42名 (3歳児 21名・保護者 21名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) ブックサード事業 32名</td> <td></td> </tr> </table> ・中学校図書室の環境改善として、書架整理や長期休業中におススメ本展示などイベントを実施。 	(1) ブックスタート事業 12組の親子に配布		(2) ブックセカンド事業 42名 (3歳児 21名・保護者 21名)		(3) ブックサード事業 32名															
(1) ブックスタート事業 12組の親子に配布																						
(2) ブックセカンド事業 42名 (3歳児 21名・保護者 21名)																						
(3) ブックサード事業 32名																						

	自己 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で絵本に触れる機会を皮切りに、各成長期に応じた事業を行い、乳幼児期からの読書活動に繋げている。 ・中学校図書室の環境改善やイベントの実施により、貸出し冊数も増加しており、読書推進に繋がっている。
--	----------	---

(外部評価会議の意見)

<ul style="list-style-type: none"> ・新たに実施した親子で参加する講座は、保護者にも好評と聞いている。今後も、音楽を通じた教育を継続してほしい。 ・公民館講座や町民ギャラリーなど、町民の興味関心を広げて行く活動を高く評価する。参加人数に一喜一憂せず、今度も進めてほしい。 ・乳幼児のころから本に触れ、紙の良さを感じながら文字に慣れて行くことが大切であり贈書事業を今後も継続してほしい。中学生の読書活動も大いに推進してほしい。
--

7 楽しく参加できる生涯スポーツを推進します

- ① 生涯スポーツを推進するため、令和4年度は老朽化した体育館の床と照明の大規模改修に取り組みます。なお、工事期間が約半年間に亘ることから、小中学校の体育館と公民館大ホールを活用し、スポーツ活動の継続を確保します。

①	実施 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館大規模改修工事 休館期間 5月10日～10月31日 アリーナ、格技場、トレーニングルームの床改修、LED化等 ・休館に伴う施設等利用者 公民館大ホール 997名 小中学校体育館 1,326名（学校開放事業） ・体育館及び町民プールの自主事業（指定管理者が実施） 体育館 ソフトテニス教室、スラックライン、バルシューレ 延べ99回 695名 町民プール こども水泳教室、大人水泳教室 水中ウォーキング教室 延べ111回 649名
---	----------	---

①	自己 評価	<ul style="list-style-type: none"> • 体育館大規模改修期間は、個人や団体の利用者と協議を行い、公民館大ホールや学校開放事業を活用しながら、町民活動の機会を確保した。また、体育館改修工事の完成直前からPRを行い、施設の利用促進を図った。 • 指定管理者と連携を図り運営し、町民の運動意欲向上と運動習慣定着化に繋げている。
---	----------	---

(外部評価会議の意見)

• 体育館の長期休館の際に利用団体と十分な協議がなされ、公民館や学校の体育館といった代替利用がスムーズに進み、町民の体育活動が止まることなく継続されたことを評価する。改修後の体育館がより多くの町民から利用されることを期待する。

8 個性豊かな芸術文化を推進します

① 名だたるプロの演奏家からクオリティの高さが評価されているコンチェルトホールで、世界3大教育音楽祭の1つであるPMFの演奏会など、多彩なコンサートを開催します。また、老朽化により故障している交流談話室や練習室などの空調設備を更新します。

①	実施 状況	<ul style="list-style-type: none"> • 文化ホール自主事業 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(1) 桂 宮治 独演会</td> <td style="text-align: right;">入場者 168名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(2) PMF アンサンブル奈井江公演</td> <td style="text-align: right;">入場者 138名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(3) 中学校音楽鑑賞事業</td> <td style="text-align: right;">入場者 163名</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(4) 第25回 音の玉手箱</td> <td style="text-align: right;">入場者 127名</td> </tr> </table> • 中止事業 新社会人激励コンサート、村治香織ソロコンサート 	(1) 桂 宮治 独演会	入場者 168名	(2) PMF アンサンブル奈井江公演	入場者 138名	(3) 中学校音楽鑑賞事業	入場者 163名	(4) 第25回 音の玉手箱	入場者 127名
	(1) 桂 宮治 独演会	入場者 168名								
(2) PMF アンサンブル奈井江公演	入場者 138名									
(3) 中学校音楽鑑賞事業	入場者 163名									
(4) 第25回 音の玉手箱	入場者 127名									
自己 評価	<ul style="list-style-type: none"> • 幅広い年代の町民が、生の芸術に触れ、生涯の友を見つけることや心豊かな学びに繋げている。 									

(外部評価会議の意見)

- 今後も町民が生の演奏を聴く活動を継続してほしい。
- コンチェルトホールの高いクオリティを将来に渡り維持しながら、自主事業の企画検討を行い、町内外の多くの人々が来館し、ホールの価値を知るよう、活動を進めてほしい。

奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価に関する規則

平成 20 年 12 月 25 日奈井江町教育委員会規則第 3 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日奈井江町教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定にもとづく奈井江町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「事務の点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすため、その実施に関する基本的事項を定めるものとする。

(事務の点検及び評価)

第 2 条 教育委員会は、毎年、事務の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により報告書を作成したときは、議会にこれを提出するとともに、公表するものとする。

(学識経験を有する者の知見の活用)

第 3 条 教育委員会は、事務の点検及び評価を行うに当たっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有するものの知見を活用するものとする。

2 前項の教育に関し学識を有する者の知見を活用する方法は、別に定める。

(実施方針)

第 4 条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

(補足)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価の実施方針

平成20年12月25日 教育長決定

奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価に関する規則（平成20年教育委員会規則第3号）第4条の規定に基づき、この実施方針を定める。

1 趣旨

奈井江町教育委員会は、毎年、教育委員会の事務の管理・執行状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。

2 事務の点検評価の対象

教育行政執行方針のほか、教育委員会が実施する事業。

3 事務事業の点検及び評価方法

- 1) 事務事業の点検及び評価は、毎年度1回実施するものとし、事務・事業の進捗状況をチェックするとともに、それぞれの課題や今後の取り組みの方向性を示すものとする。
- 2) 事務事業の点検及び評価は、奈井江町教育行政執行方針に位置づけられた、基本政策のうち、主要な事務・事業についてその取り組みについて点検評価を行うものとする。
- 3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用のため、「外部評価委員」を置き、その意見を聴取するものとする。
- 4) 教育長は、外部評価委員の意見をもとに、教育委員会の事務事業の点検及び評価報告書を作成し、教育委員会の会議に付議するものとする。
- 5) 教育委員会は、事務事業の点検及び評価を行った後、その結果をとりまとめた報告書を町議会へ提出するとともに、町民に公表するものとする。

4 実施時期

前年度分の事務・事業を取りまとめた資料を基に、当該年度に実施する。

奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議設置要綱

平成 20 年 12 月 25 日奈井江町教育委員会訓令第 1 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日奈井江町教育委員会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価に関する規則第 3 条第 2 項に基づき、奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議（以下「外部評価会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 外部評価会議は、教育委員会が実施する施策、事業等の点検及び評価を行う。

(組織)

第 3 条 外部評価会議は、3 名以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者から、教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が任期の途中で退任した場合における後任の任期は、退任した委員の残任期間とする。

4 委員は、同一の者を再び委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 外部評価会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は外部評価会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 外部評価会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、外部評価会議において関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(処務)

第 6 条 外部評価会議の処務は教育支援係において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、外部評価会議の運営に関し必要な事項は、委員長が外部評価会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行